

食料安全保障確立対策事業実施要領

制 定 平成28年3月29日27消安第6184号

第1 趣旨

食料は、人間の生命の維持に欠くことができないものであり、かつ、健康で充実した生活の基礎として重要なものである。このため、将来にわたって食料を安定的に供給することが必要である。一方、その安全確保については、我が国における食生活を取り巻く環境の変化に伴い、これまで以上に関心が高まっているところである。

このような状況の下、将来にわたって、安全な食料を安定的に供給していくためには、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）、食品安全基本法（平成15年法律第48号）及び食育基本法（平成17年法律第63号）に則し、必要な施策を着実に推進していくことが不可欠である。

食料安全保障確立対策事業は、このような観点から、安全な食料を安定的に供給していくために緊要な施策を総合的に推進し、もって食料安全保障の確立を図るものである。

第2 目標

食料安全保障確立対策事業は、第1の趣旨を踏まえ、以下に掲げる事項を達成するものとして、総合的に施策を推進するものである。

- (1) 生産段階から消費段階までの一貫した家畜衛生対策の実施による国産畜産物の品質面及び安全面での優位性の確保
- (2) 病害虫のまん延防止対策の確立等による植物防疫の推進

第3 事業の種類、内容等

食料安全保障確立対策事業で実施する事業の種類、事業の内容及び事業実施主体は別表に掲げるとおりとする。

第4 事業実施計画

1 事業実施計画の作成及び承認

事業実施主体は、毎年度、事業実施計画書を作成し、農林水産省消費・安全局長（以下「消費・安全局長」という。）に提出して、その承認を受けるものとする。

2 事業実施計画の変更

事業実施計画の変更のうち、消費・安全局長が別に定める重要な変更については、1に準じて行うものとする。

第5 助成

国は、毎年度、予算の範囲内において、この事業の実施に必要な経費につき別に定めるところにより補助するものとする。

第6 推進指導

事業実施主体は、事業の円滑かつ適正な推進を図るため、それぞれの事業の間の相互関連、有機的連携等に十分配慮するものとする。

第7 報告等

事業実施主体は、第4に準じて事業の実施計画の承認先に対し、消費・安全局長が別に定めるところにより、事業の実施状況等を報告するものとする。

第8 収益納付

1 事業実施主体は、消費・安全局長が別に定めるところにより、当該事業の実施に伴う企業化等による収益の状況を報告するものとする。

2 国は、1の報告に基づき、当該事業の実施により事業実施主体に相当の収益が生じたと認める場合には、消費・安全局長が別に定めるところにより、交付された補助金の全部又は一部に相当する金額について、事業実施主体に対して、納付を命ずることができるものとする。

第9 その他

1 国は、事業実施主体に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

2 食料安全保障確立対策事業の実施につき必要な事項は、この要領に定めるもののほか、消費・安全局長が別に定めるところによるものとする。

附則

この通知は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第3関係）

事業の種類	事業内容	事業実施主体
I 畜産安全対策事業	<p>畜産安全対策事業</p> <p>(1) 獣医療提供体制整備推進総合対策事業</p> <p>ア 臨床実習等支援 獣医師の育成・確保を推進するための検討会を開催するとともに、獣医学を専攻する学生を対象に、産業動物の現場に同行した就業研修の実施、畜種別疾病講習会及び産業動物分野への理解醸成のための講習会等を開催する。</p> <p>イ 獣医師養成確保修学資金貸与 (ア) 将来、産業動物診療又は都道府県の家畜防疫員への就業を志す高校生等に対し、入学試験合格後、大学入学前に大学へ納付する費用を上限とする修学資金及び大学入学後、月額12万円（国公立大学は月額10万円）を上限とする修学資金を貸与する。（獣医師免許を取得後、貸与期間の2分の3の期間（最大9年間）、事前に取り決めた就業先で獣医師として従事すれば修学資金の返還を免除することができる。）</p> <p>(イ) 将来、産業動物診療又は都道府県の家畜防疫員への就業を志す獣医学生に対し、月額12万円（国公立大学は月額10万円）を上限とする修学資金を貸与する。（獣医師免許を取得後、貸与期間の2分の3の期間（最大9年間）、事前に取り決めた就業先で獣医師として従事すれば修学資金の返還を免除することができる。）</p> <p>ウ 新規獣医師臨床研修促進 獣医師としての経験が少ない新規獣医師を対象に、臨床現場における知識や技術を修得するための実践的な初期臨床研修等を実施する。</p> <p>エ 管理獣医師等育成支援・獣医師就業支援対策 診療獣医師を対象とした生産者が求める農家経営や飼養衛生管理等の知識と実践的な技術を修得するための研修や女性獣医師等に対する就業支援によるライフステージに応じた活躍を促進するための研修等の実施及び専門性の高い獣医療の提供のための調査・検討を行う。</p>	<p>消費・安全局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された団体</p>
II 薬用作物等地域特産作物向け防除体系の確立推進事業	<p>薬用作物等地域特産作物向け防除体系の確立推進事業</p> <p>(1) 農薬の適用拡大事業</p> <p>ア 農薬の適用拡大試験を行うための試験設計の支援事業 地域特産作物ごとの病虫害発生状況、薬効薬害試験、作物残留試験方法の確立状況等の情報収集・分析、試験設計の支援等を実施する。</p>	<p>消費・安全局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された団体</p>

別表（第3関係）

事業の種類	事業の内容	事業実施主体
Ⅲおみやげ農畜産物 検疫受検円滑化支 援事業	<p>イ 農薬の適用拡大に必要な試験の実施事業 農薬の適用拡大が必要な地域特産作物のうち作物由来の成分等による技術的な課題が生じている作物、薬用作物及び短期暴露評価対象作物について、農薬の適用拡大に必要な試験を実施する。</p> <p>(2) 多様な防除技術を組み合わせた病虫害防除体系の確立事業 耕種的防除方法や天敵の活用等、多様な防除技術を組み合わせた病虫害防除体系を確立する。</p> <p>おみやげ農畜産物検疫受検円滑化支援事業</p> <p>(1) おみやげ販売に取り組む産地における円滑な動植物検疫手続の実践のための調査・検討等事業 ア 輸出相手国の検疫条件や残留農薬基準等に合った農畜産物の防除体系や生産体制の構築を行う。</p> <p>イ 産地に合った円滑な輸出検疫手続の構築を行う。</p> <p>(2) モデル販売を通じた事業者等が取り組みやすい検疫手続や体制の確立 ア クルーズ船を利用する外国人旅行者へ農畜産物を販売する場合の検疫上の課題及び解決策について、調査・検討等を行う。</p> <p>イ クルーズ船寄港地等において、お土産販売促進のための簡易な設備等を整備する。</p>	消費・安全局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された団体
Ⅳ家畜衛生対策事業	<p>家畜衛生対策事業</p> <p>(1) 死亡牛緊急検査処理円滑化推進事業 ア 死亡牛検査処理安定化対策 死亡牛の円滑かつ適正な処理を推進するとともに、BSE検査を円滑に実施するため、死亡牛の運搬・処理体制の整備を支援する。</p> <p>イ 死亡牛検査支援対策 サーベイランスとして都道府県が実施する死亡牛検査体制の整備を支援する。</p> <p>ウ 事業推進対策</p> <p>(2) 家畜生産農場清浄化支援対策事業 ア 疾病清浄化支援対策 ヨーネ病並びにBVD-MDの清浄化を図るための検査及びとう汰、牛白血病の感染拡大を防止するための発生農場等での重点的な検査、オーエスキー病の清浄性の維持を図るための検査及びとう汰等を支援する。</p> <p>イ 農場飼養衛生管理強化・疾病流行防止支援対策 家畜の飼養に係る衛生管理の向上を図るため、獣医師等による衛生指導を受けるための取組の支援や、牛の特定疾病の予防のための組織的なワクチン接種の取組を支援する。</p>	消費・安全局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された団体

別表（第3関係）

事業の種類	事業内容	事業実施主体
	<p>(3) 農場生産衛生強化推進事業</p> <p>ア 農場指導員養成事業</p> <p>(7) 農場指導員養成研修の開催 畜産現場における農場HACCPの導入や認証取得を促進する農場指導員を養成するため、研修会を開催する。</p> <p>(4) 運営委員会開催 農場指導員を養成するためのカリキュラムや教材の検討等を行う。</p> <p>イ 地域生産衛生高度化事業</p> <p>(7) 地域推進会議の開催 推進方針や高付加価値化の手法等の検討を行うため、地域内の生産者や有識者等からなる地域推進会議を開催する。</p> <p>(4) 農場HACCP認証取得に向けた取組 農場指導員等を活用し、地域内生産農場の農場HACCP認証取得に取り組む。</p> <p>(4) 動物用ワクチン等保管事業 国が指定する動物用ワクチン等について、需要急増時に備えた保管を支援する。</p> <p>(5) 動物疾病基幹診断施設のISO17025等外部精度管理支援事業 我が国の診断・検査体制への信頼性の向上のため、動物疾病基幹診断施設の外部精度管理を支援する。</p>	